



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3042 号 2016.5.25 発行

自立した生活を 改正障害者総合支援法が成立 NHK ニュース 2016年5月25日

障害者が地域で自立した生活をおくれるようにするため、ひとり暮らしへの支援や就労に伴う課題への相談などを新たに公費で行うことを盛り込んだ改正障害者総合支援法などが、25日の参議院本会議で可決・成立しました。

この改正法は、グループホームなどを出てひとり暮らしを希望する障害者を対象に、グループホームのスタッフなどが定期的に自宅を訪問して食事や掃除を支援したり、地域の住民との関係などについて相談に応じたりするサービスを新たに公費で行うとしています。

また、民間企業などに就職した障害者が働き続けられるようにするため、専門の相談員などが生活相談や企業などとの連絡調整に当たるサービスも新たに公費で行うとしています。

このほか、地域の実情に応じ障害児の支援体制を盛り込んだ「障害児福祉計画」の策定を自治体に義務づけることなども盛り込まれています。

改正法は25日の参議院本会議で採決が行われ、自民・公明両党と民進党などの賛成多数で可決され、成立しました。

この改正法の審議を巡っては、難病患者の男性が衆議院厚生労働委員会に通訳をつけて参考人としての出席を求めたものの「意思の疎通に時間がかかる」などとして実現しませんでした。その後、参議院厚生労働委員会に出席し、改正法の早期成立を訴えていました。



改正発達障害者支援法が成立 学校で個別計画、雇用確保 共同通信 2016年5月25日

自閉症やアスペルガー症候群の人を支える改正発達障害者支援法が25日の参院本会議で可決、成立した。一人一人の特性に応じ、学校で個別計画を作成したり、事業主に雇用の確保を求めたりするなど、教育、就労の支援充実が柱。関係機関が連携し、切れ目ない対応を目指す。

支援法は議員立法で2005年に施行され、改正は約10年ぶり。発達障害は見た目には分かりにくいのが、他人とのコミュニケーションが苦手といった特性がある。周囲の理解が不十分なために日常生活で困ることが多く、「社会的障壁」を取り除く必要があるとした。

教育面では、発達障害がある子供が他の子供と一緒に教育を受けられるように配慮。学校側が目標や取り組みを定めた個別の計画を作成し、いじめ防止対策や、福祉機関との連携も進めるとした。

就労面では、国や都道府県が働く機会の確保に加え、職場への定着を支援するよう規定。事業主に対し、働く人の能力を適切に評価し、特性に応じた雇用管理をするよう求めた。

このほか(1)刑事事件などの取り調べや裁判で不利にならないように、意思疎通の手段を

確保(2)都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会を設置——も盛り込んだ。

支援法は発達障害の早期発見や学校教育、就労などで、国や地方自治体の基本的な責務を定めた。その後、障害者権利条約の批准などがあり、超党派の議員連盟が法改正を検討してきた。

## 人権尊重の真の改革こそ 障害者総合支援法改定案参院委可決 小池氏が反対討論

しんぶん赤旗 2016年5月5日

障害者総合支援法改定案が24日の参院厚生労働委員会で採決され、自民、民進、公明、おおさか維新などの賛成多数で可決しました。日本共産党と社民党は反対しました。

反対討論に立った日本共産党の小池晃議員は「本来求められているのは、障害者自立支援法違憲訴訟原告団と国との基本合意とそれを反映した骨格提言に基づく改正だ」と指摘。そのうえで、障害が重くなる人ほど費用負担が重くなる「応益負担」を引き継ぎ、支援から漏れる谷間の障害についても未解決であり、「骨格提言が掲げた諸課題は棚上げされたままとまっている」と述べました。

さらに改定案は、65歳になると半強制的に介護保険に移行させられる「介護保険優先の原則を変えず、固定化するものだ」と強調。「無料だった低所得者が1割負担となり、必要なサービスの打ち切り・縮小が行われている。介護保険優先原則は廃止すべきだ」と指摘しました。

新設される重度訪問介護利用や自立生活援助など、要望が部分的には反映されている一方、さまざまな要件を設けて対象を絞り込むなどの問題があり、自立生活援助はグループホームの軽度者外しと抱き合わせになりかねないと批判しました。

小池氏は「基本合意は障害者の命がけのたたかいで勝ち取ったものだ。骨格提言と障害者権利条約に立ち返り、真の制度改革に踏み込むべきだ」と主張しました。

## 社説：出生率上昇 子育て支援を着実に

朝日新聞 2016年5月25日

1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数を示す合計特殊出生率が昨年、1・46と2年ぶりに上昇した。

1994年の1・50以来の水準で、生まれた子どもの数も5年ぶりに前年より増えた。厚生労働省は、近年の経済状況の好転が後押ししたとみる。

ただ、出生数が増えたとはいえ死亡数はそれを上回っていて、人口の減少は28万人を超えて過去最大を更新した。これから出産する年代の女性が減っていくだけに、人口減の大きな流れは変わりそうにない。

結婚したい人、子どもがほしい夫婦、そんな人たちの希望がかなえば出生率は1・8程度になる——安倍政権の掲げる、そんな「希望出生率1・8の実現」という目標にもほど遠い。

子どもを産み、育てやすい環境を整備することは、今後も最重要の課題だ。手を緩めるわけにはいかない。

少子化の要因の一つが未婚の増加だ。結婚したカップルは昨年、戦後もっとも少ない63万5千組余りだった。結婚観の変化もあるだろうが、収入の少なさや生活への不安を理由に結婚をためらう若者が少なくない。雇用の安定は喫緊の課題だ。

「保育園落ちた」の匿名ブログで注目が集まった待機児童問題も、なお深刻だ。保育所に入れず育児休暇を延長した例など、いわゆる「隠れ待機児童」を含む総数は、昨年4月時点で8万人以上にのぼる。保育サービスの拡充は待ったなしだ。

日本は欧米諸国に比べて長時間労働の人の割合が多いと言われる。それが、女性が出産後も子育てをしながら働き続けることや、夫が育児に参加することを難しくし、仕事と子育ての両立を阻んでいるとされる。長時間労働の是正も急務だ。

政府が保育所の緊急整備や子育てと仕事の両立支援など「子育て支援総合計画」（エンゼ

ルプラン)を打ち出してから20年以上が過ぎた。課題はとっくにそろっているのに、少子化は遠い先のこととして本格的な対策が先延ばしされてきた。その歴史を忘れてはならない。

安倍政権は看板政策の「1億総活躍プラン」で保育サービスの拡充や保育士の待遇改善をうたうが、それ以前に、「税と社会保障の一体改革」で約束した子育て支援の充実策が、財源のめどが立たないまま置き去りにになっている。

まずは消費税率を10%に上げて財源を確保し、手薄だった子育て世代への支援を強化する。一体改革での「約束」すら守れないのでは看板政策もかすむ。

## 社説：ヘイト対策法 差別を許さぬ意識こそ 朝日新聞 2016年5月25日

特定の人種や民族への差別をあおり、人としての尊厳を傷つける。そんなヘイトスピーチの解消をめざす法案がきのう、衆院本会議で可決、成立した。近く施行される。

具体的な禁止規定や罰則のない理念法で、効果については意見が割れる。だが「不当な差別的言動は許されない」と明確に宣言する初めての法である。

理念の重みをまず、社会全体で共有したい。日本が20年以上前に批准した人種差別撤廃条約の精神に立ち返り、国際社会とともに差別的な言動をなくしていく着実な一歩としたい。

ヘイトスピーチ対策の立法をめぐるのは、「表現の自由」とのかねあいから、慎重な対応を求める指摘があるのも事実だ。しかし、法務省の試算で、昨年1年間にあったヘイトスピーチのデモや街宣は約250件にのぼるなど、見過ごすわけにはいかない状況が続いている。

今回のヘイト対策法は、その対象を、適法に国内に居住する「在日外国人やその子孫ら」とした。だが、これまで被害にあってきたアイヌ民族や難民認定申請者らが標的になるようなことがあってはならない。

与野党は「法が定義する以外、いかなる差別的言動も許されるとの理解は誤り」とする付帯決議を可決した。在日外国人以外に対する差別的な行為が続かないか、しっかり見守る必要がある。

残念なことに、これまで在日コリアンの排斥を求めて活動してきた団体が来月、川崎市内でデモをするとネット上で予告している。施設の使用などを認めなければ、団体側が反発を強める可能性もあるが、自治体や警察当局は法の趣旨に照らして、適切に対処すべきだ。

差別的な言動を容認しないという姿勢を鮮明にした法の施行を受け、政府や自治体は今後、教育や啓発活動を強めていくことになった。また、与野党は法の施行後も、差別的言動の実態を踏まえて検討を加える、との付則でも合意した。

差別をなくす取り組みは、日ごろから不断に続く努力の積み重ねである。どうすればヘイトスピーチをなくせるか、だれもが差別におびえることなく暮らせる社会をどう築いていくか。

肝心なのは法をつくることだけではなく、国民全体で常に考え、行動することだろう。

「表現の自由」を守りながら、社会に潜む差別の構造に目を向け、「ヘイトスピーチは絶対に許さない」という強い意識をもたねば、身の回りから差別的な言動はなくなる。

## 社説 ヘイトスピーチ 新法生かし根絶しよう 毎日新聞 2016年5月25日

特定の人種や民族に対する差別的言動を街頭などで繰り返す「ヘイトスピーチ」のない社会を実現させるきっかけとすべきである。

ヘイトスピーチ対策法が衆院で可決し、成立した。個人の人権や尊厳を一方的に傷つけるヘイトスピーチが許されないのは当然だ。野党が昨年、人種差別撤廃法案を国会に提出

していたが、今国会で与党が対案提出に踏み切り、与党案に沿って審議が急ピッチで進んだ。

この法律は不当な差別的言動の解消をうたう理念法で、国や地方自治体に、必要な措置を講ずる責務を課す。罰則を伴わないため、ヘイトスピーチの解消には不十分だとの声もある。それでも人権侵害を止める一步を踏み出したことを評価したい。

ヘイトスピーチの主な攻撃対象は、在日韓国・朝鮮人の人々だ。歴史的経緯があって日本で生活しており、非難されるいわれはない。だが、執拗（しつよう）なヘイトスピーチにより、恐怖感さえ訴えている。この法律を生かし、警察や自治体には、差別的言動を伴う街頭行動などをさせないよう毅然（きぜん）とした対応を求めたい。

対策法をめぐって、与野党は主に二つの点で意見が対立した。

一つはヘイトスピーチの定義だ。与党案は当初、「生命、身体、自由、名誉または財産に危害を加える旨を告知する」としていた。

ヘイトスピーチは「殺せ」「死ね」などの暴力的な言葉だけでなく「ゴキブリ」などと侮辱的な言葉を投げつけるのが特徴だ。こうした言葉が対象外になってしまうとの野党側の意見と与党は取り入れ、法律には「著しく侮辱する」行為を加えた。

もう一つが、ヘイトスピーチを受ける対象だ。与党案では「本邦外出身者」として、在日外国人とその家族に限定した。野党側は「アイヌ民族や難民申請者、不法滞在者への差別が許されてしまう」と主張し、修正を求めたが与党は応じなかった。

妥協の末、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外の差別的言動が許されるとの理解は誤りだ、との付帯決議が可決された。

だが、本来はどんな立場の滞在者であれ、差別的言動にさらされてはならない。その原則に立てば、法律で明確にうたうべきだった。

ヘイトスピーチをめぐっては、国連人種差別撤廃委員会などが法規制を日本政府に働きかけてきた。こうした動きも踏まえ、地方議会でも法規制を求める意見が相次いだ。

市民一人一人がヘイトスピーチを許さないことが大切だ。学校教育などを通じた啓発も重要になる。国民の大切な権利である「表現の自由」に留意しながら、ヘイトスピーチの根絶を目指したい。

## 社説：ヘイトスピーチ 対策法を解消への足がかりに 読売新聞 2016年05月25日

新たな法律を足がかりに、社会から差別的言動を排除していきたい。

ヘイトスピーチ（憎悪表現）対策法が、衆院本会議で可決、成立した。近く施行される。

対策法は、特定の民族や人種を標的に差別をあおり立てる言動は許さないと宣言した。在日韓国・朝鮮人らへの差別的言動を念頭に置いている。国に対し、解消に向けた措置を講ずるよう求め、自治体にも努力義務を課した。

近年、街頭で「朝鮮人を日本からたたき出せ」などと連呼するデモが繰り返されている。成熟した民主主義国家として、残念な光景と言うほかない。

悪質なヘイトスピーチに毅然として対処する姿勢を、法律で明確に示した意義は小さくない。

対策法の特徴は、「規制」ではなく、「理念」を掲げることで、差別の抑止を目指した点だ。

いかなる形にせよ、法律で言論を規制すると、公権力の判断いかんで、正当な表現活動にまで制限が及ぶ恐れがある。憲法が保障する「表現の自由」に配慮し、対策法に罰則や禁止規定が盛り込まれなかったのは、妥当である。

民進党など野党は「法律に実効性がない」と批判し、明確な禁止規定を設けるよう求めた。その結果、「法施行後の実態を勘案して、必要に応じて検討を加える」ことが付則に追加された。

将来の法規制に含みを持たせたとも解釈できよう。安易な改正は避けなければならない。

修正協議の結果、ヘイトスピーチの定義が、さらにあいまいになったことも懸念される。

「他国出身者の生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加えることを、公然と告知するなどの不当な差別的言動」と記した条文に、野党の要求に応じて「著しく侮蔑する」との文言が加えられた。

確かに、他国出身であるだけの理由で、「ゴキブリ」などと誹謗中傷する言葉を浴びせるのは許されまい。だが、具体的にどんな言葉が、著しく侮蔑するものなのかは分かりにくい。行政に拡大解釈の余地を残したのではないか。

今後、重要なのは、法の趣旨への理解を浸透させることだ。

対策法は、ヘイトスピーチに関する相談体制の整備や、人権教育の充実を基本的施策に挙げた。中でも、学校の道徳の授業などを活用し、差別は許されないという意識を高めることが欠かせない。

国民一人ひとりがヘイトスピーチに厳しく目を光らせる。それが根絶に向けた一歩となるろう。

## 憎悪表現対策法 差別許さぬ社会に向けて

西日本新聞 2016年05月25日

特定の民族や人種に対する差別的言動の根絶を目指すヘイトスピーチ（憎悪表現）対策法がきのう衆院本会議で可決、成立した。

憲法が保障する表現の自由を侵す恐れがあるとして禁止規定や罰則は設けなかった。いわゆる理念法で実効性を疑問視する声もあるが、差別を許さない社会づくりに向けた契機と捉えたい。

ヘイトスピーチは2013年ごろから顕在化した。在日コリアンが居住する東京・新大久保地区などで一部団体が「日本から出て行け」「殺せ」など聞くに堪えない掛け声を上げながら集団で行進する。常識を疑う恥ずべき行為だ。法務省によると、こうしたデモは年間約300件が確認された。

街頭で耳にする側は恐怖心さえ覚えることを知るべきである。同時に、日韓併合（1910年）によって朝鮮半島の人たちが日本に住むようになった歴史的経緯を改めて正しく認識すべきだ。

法案は与党の自民、公明両党が共同提案し、参院で野党案を一部取り入れ衆院に送付されていた。

ヘイトスピーチを許してはならないのは当然である。法制化の最大の問題は「言論」に対する規制の可否だった。法の規定が曖昧では公権力が拡大解釈して恣意（しい）的に運用する恐れがあるからだ。

今回の対策法は、保護対象を日本以外の出身者や子孫で日本に適法に居住する者と限定した。その上で、地域社会から排除することや危害を加えることをあおったり、著しく侮蔑したりすることは「許されない」とし、国や自治体に啓発と教育を求めている。

同和地区出身者やアイヌ民族など実際にヘイトスピーチの矛先が向いた人たちが含まれていない。不十分であることは提案者側も認め、付則で今後の検討課題とした。法の趣旨に沿い、生命を脅かすなど悪質な行為には既存の法令を適用するなどして対応したい。

そもそも基本的人権を尊重する成熟した社会ならば本来、こうした法律は無用であるはずだ。対策法を必要とする社会のありようもまた問われているのではないか。

## 【マイナンバートラブル】システム障害50回超の機構トップ、西尾理事長続投へ 欠陥も無責任体質も放置して… 産経新聞 2016年5月25日

マイナンバーカードを発行する地方公共団体情報システム機構は24日、欠陥サーバーのプログラムミスによる50回超のシステム障害で発行が大幅に滞った運営責任者、西尾勝理事長を続投させる方針を固めた。西



尾氏の解任権を持つ機構代表者会議議長の飯泉嘉門・徳島県知事が産経新聞の取材に対し、西尾氏の責任を問わない考えを示した。機構は障害発生から4カ月経過しても責任の所在を明示しない上に処分を行っておらず、今後も無責任体質が放置される。

飯泉氏は西尾氏の進退について「市区町村でカードが早期に交付できるように業務運営に尽力していただくことが肝要だ」と続投を支持した。このため、6月下旬開催予定の代表者会議では西尾氏の人事案件は議題にならず、平成29年3月までの任期が容認される見通しだ。

西尾氏は4月27日の記者会見で、システム障害をめぐる自身の進退について「仕事をやり遂げるのが私の責任だ。辞任を申し出るつもりはない」と述べ、引責辞任を否定。進退を代表者会議の判断に委ねる考えを示していた。

ト マイ ナン バー を め ぐ る	平成27年	10月	東京都葛飾区の約5000世帯分通知カードがプログラムミスで作成できず
	28年	12月	自治体で通知カード未配達の訴え相次ぐ
		1月	中継サーバーで6回障害発生 マイナンバーカードICチップデータにプログラムミス。2万数千枚再発行
		2月22日	カード管理サーバーで障害
		3月31日	27年度カード申請1019万枚、交付227万枚
		4月8日	指定都市市長会が総務省に障害対応要請
		27日	機構、障害原因を特定

政府は、マイナンバー制度に初期費用だけで約2900億円の予算を投入。さらに、政令指定都市と都道府県は機構に対し、計1億3400万円を出資している。代表者会議は出資者の代表として、機構業務の適否を判断する立場だった。

機構は1月下旬、中継サーバーのシステム障害を受け「契約上の望んだ機能がない」と納品した情報通信会社に抗議した。機構はこの際、サーバーの欠陥と導入失敗を認識したが、直後に同機種サーバー3台を追加導入。その結果、3台にも障害が発生した。このため、1019万人の申請に対し、27年度は227万枚しか交付できなかった。

■地方公共団体情報システム機構 住基ネットなど個人認証業務を自治体から請け負う地方自治情報センターが平成26年に組織改編し、地方共同法人として発足。マイナンバーカードの発行を独占している。業務監視する代表者会議は議長の飯泉嘉門・徳島県知事を含め自治体首長ら6人がメンバーで、理事長の解任権を持つ。

## 発達障害との関わり方学ぶ

河北新報 2016年5月24日

### 市民が発達障害に理解を深めた講座

発達障害がある人との関わり方を学ぶ市民講座が18日、栗原市築館の市市民活動支援センターであり、NPO法人自閉症ピアリンクセンターここねっと（仙台市若林区）の黒沢哲センター長が講話した。

黒沢氏は、曖昧な言語表現や他人の感情の機微を読み取ることが苦手な発達障害の特性を解説。

「『暗黙の了解』ではなく、明確かつ具体的な表現を選んで話し掛けてほしい」と強調した。

自身も自閉症があるここねっとの男性スタッフは、こだわりが強く一つの物事に没頭しやすい特徴について説明。「一定のルールに基づく作業が得意なため、製造業の現場で熟練工になる可能性を秘めている。周囲は良い点を生かす努力もしてほしい」と語った。

栗原市のNPO法人市障害者就労支援センターが主催し、市民約70人が参加した。7月と9月には、当事者の就職支援などをテーマにした講座を開く。



【顔】 児童養護施設出身者の進学「シェアハウス」で支援 庄司さん



## 庄司 洋子 さん (74)

撮影・池谷美帆

児童養護施設を退所後に、大学や専門学校へ通う子ども向けのシェアハウスを4月に開設した。

施設には親からの虐待などを受けた子どもも多いが、原則18歳で退所しなければならない。「一人暮らしするお金がないため、進学率は低い。この子どもたちこそ学歴や資格が必要だ」

立教大などで家族や子育てを研究してきた。施設出身者から「進学できなかった」「安定した職に就けない」と聞き、「支援しなければ」との思いが募った。

所有する東京都内の古い空き家の活用を思い立ち、研究だけでなく支援を実践しようと決心した。私費を投じて個室5部屋に改装し、運営するNPO法人「学生支援ハウスようこそ」

を設立。夜はスタッフが泊まる。家賃は朝夕食付きで5万円と割安に設定した。寄付も募りながら運営する。

現在女子3人が暮らす。自分もスタッフも「さん」付けで呼んでもらう。「『先生』だと息が詰まりますから」と気さくに笑う。

「家族には恵まれなかったかもしれないが、『見守ってくれる大人がいる』という安心感を持って巣立ってほしい」。研究者とは別の、親のまなざしで見守る。(生活部 吉田尚大)

## 「次世代担う子供たち守りたい」 第222世東大寺別当に狭川普文(さがわ・ふもん)さんが就任

産経新聞 2016年5月25日

「子供たちの命についてまず考える」。奈良・東大寺の第222世別当(住職)就任に際し、そう強調した。

その思いは奈良時代、聖武天皇が前身寺院を開いた精神に基づく。「天皇の息子が夭折(ようせつ)されたことからこの寺は動き出したとあっていい」。さらに同時代から続く二月堂修二会(しゅにえ=お水取り)で籠もった経験では、満行の日に行で使った「達陀帽(だったんぼう)」を子供にかぶせ成長を願う行事に「このために1カ月間行を勤めてきた」と実感してきたという。

最近はおが子を傷つける親に心を痛める一方、素直な子供に出会うと「うれしい」。障害児らをサポートする東大寺福祉事業団としては、在宅・地域支援やレスパイトケア(介護している家族のリフレッシュ)などに尽力したいといい、「健康に育て教育を受け、次世代を担えるよう子供たちを守り続けたい」と言葉に力を込める。

東大寺で生まれ育ち12歳で得度。塔頭住職となって以降は約40年間、大寺の僧侶として歩んできた。書や絵画、彫刻もたしなみ、書は平成22年に亡くなった榊莫山さんに師事。創造の難しさを実感しつつ、「98%は自然が作り、残り2%が本人のセンス」といった師の言葉を忘れないという。

芸術への希求は奈良時代に営まれた東大寺・大仏の開眼会(かいげんえ)にも思いをはせさせる。完成した大仏の前で国内のほか中国や朝鮮、東南アジアなどの楽舞が奉納。国際色豊かな一大文化行事が繰り広げられた。

「天平の東大寺では文化芸術が花開いた。これからもいろんな芸術家に大仏のひざ元で奉納してもらったり、一緒に新しい展開ができたりすればすばらしい」



子供たちや芸術への熱い思いが東大寺の新たな歴史を刻んでいく。(岩口利一)

奈良市生まれ。龍谷大学大学院修士課程修了。東大寺の執事長や大仏殿院主、上院院主、福祉事業団理事長などを歴任。1日、東大寺を大本山とする華嚴宗の管長、同寺の第22世別当に就任した。

## 徘徊者、すぐ識別...身元情報番号入りステッカー

読売新聞 2016年05月25日

### 北海道根室市で配布が始まったステッカー

認知症の高齢者が行方不明になった場合に備えて、北海道根室市は身元確認用の番号が入ったステッカーを無料で配布する事業を始めた。

徘徊する恐れのある高齢者をあらかじめ登録しておき、3ケタの数字ですぐに識別できるようにする仕組み。ステッカーは本人の靴のかかとや、帽子、つえなどに貼ってもらう。反射材のため、夜間の交通事故防止にも役立つという。

ステッカーは縦1・5センチ、横4センチのサイズで、「根室市 001」などと黒字で書かれている。正式名称は「ひとり歩き（徘徊）高齢者早期発見反射ステッカー」。20枚分を印刷したシートを、対象の高齢者にそれぞれ配布する。

市は配布前に、高齢者の氏名や住所、緊急連絡先、「頬にほくろがある」といった識別に役立つ特徴を登録。警察や消防などの関係機関と登録情報を共有する。同様の取り組みは、道東では釧路町ですでに始まっている。

市介護福祉課によると、市内には65歳以上の高齢者が8491人（4月末現在）おり、人口の約30%を占める。そのうち認知症で行方不明となる恐れのある人がどれだけいるかは不明で、今回の登録を通じて把握を進めたい考えだ。

担当者は「地域全体で高齢者を見守るため、制度を役立ててほしい」と呼びかけている。問い合わせは同課（0153・23・6111／内線2181）へ。



## 睡眠時無呼吸症候群の患者をスマホアプリで支援

産経新聞 2016年5月25日

医療機器輸入販売のフィリップス・レスピロニクス合同会社（東京）は、スマートフォンやタブレット端末向けのアプリを使って睡眠時無呼吸症候群の患者の治療継続を支えるシステムの販売を始めた。

鼻に着けたマスクから体内に空気を送り込む「CPAP」という治療器具などと組み合わせる。

同社によると、CPAPはマスク装着が煩わしいとか効果が分かりにくいとして、治療を中断してしまう人も多い。

アプリは患者に治療の現状や専門家による解説情報を提供。次の受診日を知らせるなどして治療継続を促す。CPAPの患者データをスマホなどに送ることもできる。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんバクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行